

教育と文化

みなで
考えよう
同和問題
人権・No. 228

このコーナーは、隔月のシリーズで掲載しています。これを手がかりに、家庭で人権・同和問題について話し合ってみましょう。

『合理的配慮』を考える

多くの人は「障害があることで差別をしてはいけない」と分かっています。しかし、残念ながら障害を理由とした差別が存在していることも事実です。

このような中、障害を理由とする差別をなくすことで、障害がある人もない人もお互いに人格や個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指した、障害者差別解消法が施行されて1年が経過しました。

この法律は、障害のある人に対する『不当な差別的取扱い』を禁止し、障害のある人が困っているときに求めに応じて、負担になりすぎない範囲で『合理的配慮』を行うように定めています。国や県・市などは、『合理的配慮』を必ずしなければなりません。会社やお店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することとされています。

ます。

では、『合理的配慮』とはどのようなものでしょうか。具体的な例としては、車いすを利用して移動するときに段差がある場合に、スロープを使って補助することや、窓口で筆談や読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いて対応することなどが挙げられます。

『合理的配慮』のポイントは、その人の意向に配慮しながらそれぞれの特徴や状況に応じた配慮を考えることです。また、配慮する側にとっても、負担が重くなりすぎないような工夫ができるか考え、対話を重ねていくことも重要なことではないでしょうか。

誰もが安心して自分らしく生きていける社会をつくるために、一人一人が今一度考えてみましょう。

郷土の文化財

日本遺産シリーズ②

●問合先 生涯学習課文化財(☎3186)

肥前窯業の始まり

日本遺産『日本磁器のふるさと 肥前』の歴史ストーリーの始まりは、『肥前窯業の始まりと日本磁器生産の幕開け』と題されています。

16世紀末頃、九州北部の唐津市北波多周辺で陶器(唐津焼)の生産が始まりました。そこへ『文禄・慶長の役(1592~1598)』の際に肥前の各大名が朝鮮半島から連れ帰った陶工の技術が加わり、伊万里・有田・武雄・三川内・波佐見などの周辺各地へと産地が拡大したとされています。

この時期の歴史ストーリーを構成する文化財として市内では、県指定史跡の茅ノ谷1号窯跡(松浦町藤川内)があります。

窯跡の全長は約52mあり、製品を焼いた焼成室は22室以上あったと推定され



↑ストーリーの構成文化財の一つである茅ノ谷1号窯跡

ます。この窯では朝鮮唐津と呼ばれる黒色の鉄釉と白色の藁灰釉をかけた唐津焼が作られ、特に大形の瓶が生産されました。朝鮮唐津の瓶の優品は出光美術館などに所蔵されています。肥前地域での陶器(唐津焼)の生産は、江戸時代以降も継承されていく一方で、その技術を母体として、日本初の磁器の焼成が開始されることとなります。